

大気汚染防止法のしおり

ばい煙発生施設
水銀排出施設
揮発性有機化合物(VOC)発生施設
一般粉じん発生施設
特定粉じん発生施設

◎佐世保市環境保全条例

指定施設(ばい煙・粉じん)

令和4年10月

佐世保市環境部環境保全課
(電話: 26-1787、FAX: 34-4477)

目 次

I 定 義	1
II 届 出	3
III 大防法にかかる届出対象施設	6
IV ばい煙発生施設の排出基準	11
V 揮発性有機化合物(VOC)発生施設の排出基準	27
VI 一般粉じん発生施設の構造等に関する基準	28
VII 特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準	28
VIII 特定粉じん排出等作業に関する規制	29
IX 水銀排出施設の規制について	33
X 指定物質排出施設の抑制基準	34
XI 佐世保市環境保全条例に基づく届出(ばい煙、粉じん)	36

I 定義

【ばい煙】

- 1 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物。
- 2 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん。
- 3 物の燃焼、合成、分解、その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で大気汚染防止法施行令(以下「施行令」とする。)第1条で定めるもの。

○施行令第1条

- 1) カドミウム及びその化合物
- 2) 塩素及び塩化水素
- 3) 弗素、弗化水素及び弗化珪素
- 4) 鉛及びその化合物
- 5) 窒素酸化物

【ばい煙発生施設】

工場又は事業場に設置される施設で燃料その他の物の燃焼、合成、分解に伴い発生する物質が大気汚染の原因となり、これを排出する施設であり施行令第2条別表第1で定めるもの。

【揮発性有機化合物(VOC)】

大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。)をいう。

○施行令第2条の2

以下の8種類を除いた揮発性有機化合物

- 1) メタン
- 2) クロロジフルオロメタン
- 3) 2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン
- 4) 1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン
- 5) 1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン
- 6) 3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン
- 7) 1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン
- 8) 1,1,1,2,3,4,4,5,5-デカフルオロペンタン

【一般粉じん】

物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。一般粉じんとは、特定粉じん以外の粉じん。

【一般粉じん発生施設】

工場又は事業場に設置される施設で物の破碎、選別、その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質が大気汚染の原因となり、これを排出する施設であり施行令第3条別表第2で定めるもの。

【特定粉じん】

粉じんのうち、石綿、その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で施行令で定めるもの。

○施行令で定める特定粉じん(施行令第2条の4)

石綿

【特定粉じん発生施設】

工場又は事業場に設置される施設で物の破碎、選別、その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散により大気汚染の原因となる石綿を排出する施設であり施行令第3条の2別表第2の2で定めるもの。

※ 現在、石綿の製造等は禁止されております。

【特定粉じん排出等作業】

吹き付け石綿が使用されている建築物その他の工作物(以下建築物等)を解体、改造、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので施行令第3条の4で定めるもの。

○施行令で定める排出作業(施行令第3条の4)

- 1号 特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)を解体する作業
- 2号 特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

○施行令で定める特定建築材料(施行令第3条の3)

吹付け石綿

【水銀排出施設】

石炭火力発電所、産業用石炭燃焼ボイラー、非鉄金属製造施設、廃棄物焼却炉、セメントクリンカー製造施設。

【有害大気汚染物質】

継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの。ばい煙及び特定粉じんを除く。

【指定物質】

有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならない物質で政令で定めるもの。

○施行令附則第3項

- 1) ベンゼン
- 2) トリクロロエチレン
- 3) テトラクロロエチレン

【指定物質排出施設】

工場又は事業場に設置される施設で、指定物質を大気中に排出し、又は飛散させる施設で政令施行令附則第4項別表第6で定めるもの。

【工場・事業場】

工場：継続的に物の製造又は加工を直接の事業目的とし、そこで作られた製品を主として卸売する事業所であり小売する事業所などは工場には含まれない。

事業場：工場以外の全ての事業所を指す。

例) ホテル、病院、学校、デパート、公衆浴場、廃棄物焼却場、官公庁など

II 届出

【ばい煙発生施設届出】

届出の種類	制約事項	添付書類等
・設置の届出(法第 6 条) ばい煙発生施設を設置しようとする時	設置・構造変更の 60 日前までに届出なければならない。 (届出内容が相当であると認められた場合は短縮することができる。)	・ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物、ばいじん等の量(様式別紙 2) ・ばい煙の排出の方法(様式別紙 3) ・ばい煙発生施設及びばい煙処理施設の設置場所 ・ばい煙の発生及びばい煙の処理に係る操業の系統の概要 ・煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所 ・緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法
・構造等の変更届出(法第 8 条) 既に設置されているばい煙発生施設の構造、使用の方法及び処理の方法を変更する時		
・使用届出(法第 7 条) 使用している施設がばい煙発生施設となった時	当該施設がばい煙発生施設となった日から 30 日以内に届け出なければならない。	
・氏名の変更等の届出(法第 11 条) 名称、住所、代表者氏名を変更する時 ばい煙発生施設の使用を廃止する時	変更や廃止を実施した日から 30 日以内に届け出なければならない。	
・承継(法第 12 条) ばい煙発生施設を譲り受け、又は借り受けた時	地位を承継した者は、その承継があつた日から、30 日以内に届け出なければならない。	

【揮発性有機化合物排出施設届出】

届出の種類	制約事項	添付書類等
・設置の届出(法第 17 条の 5) 揮発性有機化合物排出施設(以下 VOC 発生施設)を設置しようとする時	設置・構造変更の 60 日前までに届出なければならない。 (届出内容が相当であると認められた場合は短縮することができる。)	・揮発性有機化合物濃度、排出の方法(様式別紙 1~2) ・揮発性有機化合物排出施設及び処理施設の設置場所 ・揮発性有機化合物の排出及び処理に係る操業の系統の概要 ・排出ガスの導管に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所 ・緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法
・構造等の変更届出(法第 17 条の 7) 既に設置されている VOC 排出施設の構造、使用の方法及び処理の方法を変更する時		
・使用届出(法第 17 条の 6) 使用している施設が VOC 発生施設となった時	当該施設が VOC 発生施設となった日から 30 日以内に届け出なければならない。	
・氏名の変更等の届出(法第 17 条の 13) 名称、住所、代表者氏名を変更する時、VOC 発生施設を廃止する時	変更や廃止を実施した日から 30 日以内に届け出なければならない。	
・承継(法第 17 条の 13) VOC 発生施設を譲り受け、又は借り受けた時	地位を承継した者は、その承継があつた日から、30 日以内に届け出なければならない。	

【一般粉じん発生施設届出】

届出の種類	制約事項	添付書類等
・設置の届出(法第 18 条) 一般粉じん発生施設を設置しようとする時	設置着手前に届け出なければならない。	・一般粉じん発生施設の配置図 ・一般粉じんを処理し、又は一般粉じんの飛散を防止するための施設の配置図 ・一般粉じんの発生及び一般粉じんの処理に係る操業の系統の概要を説明する書類
・構造等の変更届出(法第 18 条) 既に設置されている一般粉じん発生施設の構造、使用の方法、管理の方法を変更する時	設置着手前に届け出なければならない。	
・使用届出(法第 18 条の 2) 使用している施設が一般粉じん発生施設となった時	当該施設が一般粉じん発生施設となつた日から、30 日以内に届け出なければならない。	
・氏名の変更等の届出(法第 18 条の 13) 名称、住所、代表者氏名を変更する時、一般粉じん発生施設の使用を廃止する時	変更や廃止を実施した日から 30 日以内に届け出なければならない。	
・承継(法第 18 条の 13) 一般粉じん発生施設を譲り受け、又は借り受けた時	地位を承継した者は、その承継があつた日から、30 日以内に届け出なければならない。	

【特定粉じん発生施設届出】

届出の種類	制約事項	添付書類等
・設置の届出(法第 18 条の 6) 特定粉じん発生施設を設置しようとする時	届出書が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、設置及び構造、使用の方法、飛散の防止の方法を変更してはならない。 (届出内容が相当であると認められた場合は短縮することができる。)	・特定粉じん発生施設の配置図 ・特定粉じん発生施設の排出方法 ・特定粉じんを処理し、又は特定粉じんの飛散を防止するための施設の設置場所 ・特定粉じんの発生及び特定粉じんの処理に係る操業の系統の概要 ・特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場の付近の状況 ・法第 18 条の 12 の規定による特定粉じんの濃度の測定場所及び当該測定場所を選定した理由
・構造等の変更届出(法第 18 条の 6) 既に設置されている特定粉じん発生施設の構造、使用の方法、飛散の防止の方法を変更する時		
・使用届出(法第 18 条の 7) 使用している施設が特定粉じん発生施設となった時	当該施設が特定粉じん発生施設となつた日から、30 日以内に届け出なければならない。	
・氏名の変更等の届出(法第 18 条の 13) 名称、住所、代表者氏名を変更する時、特定粉じん発生施設の使用を廃止する時	変更や廃止を実施した日から 30 日以内に届け出なければならない。	
・承継(法第 18 条の 13) 特定粉じん発生施設を譲り受け、又は借り受けた時	地位を承継した者は、その承継があつた日から、30 日以内に届け出なければならない。	

【特定粉じん排出等作業の実施の届出】

届出の種類	制約事項	添付書類等
・実施の届出(法第18条の17) 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を施行しようする時	特定粉じん排出等作業の開始日の14日前までに届け出なければならない。 但し、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りではない。	・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物その他の工作物の概要、配置図及び付近の状況 ・特定粉じん排出等作業の工程の概要 ・特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の現場責任者の氏名及び連絡場所

【水銀排出施設届出】

届出の種類	制約事項	添付書類等
・設置の届出(法第18条の28) 水銀排出施設を設置しようとする時	設置・構造変更の60日前までに届出なければならない。 (届出内容が相当であると認められた場合は短縮することができる。)	・水銀等の排出の方法 ・水銀排出施設及び水銀等の処理施設の設置場所 ・水銀等の排出及び水銀の処理に係る操業の系統の概要 ・煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所 ・緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法
・構造等の変更届出(法第18条の30) 既に設置されている水銀排出施設の構造、使用の方法及び処理の方法を変更する時		
・使用届出((法第18条の29) 使用している施設が水銀排出施設となった時	当該施設がぱい煙発生施設となった日から30日以内に届け出なければならない。	
・氏名の変更等の届出(法第18条の36) 名称、住所、代表者氏名を変更する時 水銀排出施設の使用を廃止する時	変更や廃止を実施した日から30日以内に届け出なければならない。	
・承継(法第18条の36) 水銀排出施設を譲り受け、又は借り受けた時	地位を承継した者は、その承継があつた日から、30日以内に届け出なければならない。	

【届出先】

大気汚染防止法に係る全ての届出(下記の場合を除く)	佐世保市 環境部 環境保全課
電気事業法及びガス事業法に該当する施設の場合	経済産業省 九州産業保安監督部

III 大気汚染防止法にかかる届出対象施設

1 大気汚染防止法に係るばい煙発生施設 < 施行令第2条別表第1 >

番号	施設の種類	規 模
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/h 以上であること。
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が 20 t/日以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/h 以上であること。
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する培焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及び煅焼炉(14 の項に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が 1 t/h 以上であること。
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)転炉及び平炉(14 の項に掲げるものを除く。)	
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉(こしき炉並びに 14 の項及び 24 の項から 26 の項までに掲げるものを除く。)	火格子面積が 1 m ² 以上であるか、羽口面断面積が 0.5 m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/h 以上であるか、又は変圧器の定格容量が、200 kVA 以上であること。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が 200 kg/h 以上であること。
8 の 2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 6 L/h 以上であること。
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び直火炉(26 の項に掲げるものを除く。)	火格子面積が 1 m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/h 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 kVA 以上であること。
11	乾燥炉(14 の項及び 23 の項に掲げるものを除く。)	
12	製銑、製鋼又は合金鉄、若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が、1,000 kVA 以上であること。
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が 2 m ² 以上であるか、又は焼却能力が 200 kg/h 以上であること。
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する培焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が 0.5 t/h 以上であるか、火格子面積が 0.5 m ² 以上であるか、羽口面断面積が 0.2 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 20 L/h 以上であること。

番号	施設の種類	規 模
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が 0.1 m ³ /h 以上であること。
16	塩素化工チレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあっては塩素換算量)の処理能力が 50 kg/h 以上であること。
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る)の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 3 L/h 以上であること。
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前 3 項に掲げるもの及び密閉式のものを除く)	原料として使用する塩素(塩化水素にあっては塩素換算量)の処理能力が 50 kg/h 以上であること。
20	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	電流容量が 30 kA 以上であること。
21	磷、磷酸、磷酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として磷鉱石を使用するものに限る)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する磷鉱石の処理能力が 80 kg/h 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 kL/h 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 kVA 以上であること。
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設(密閉式のものを除く。)	伝熱面積が 10 m ² 以上であるか、又はポンプの動力が 1 kW 以上であること。
23	トリポリ磷酸ナトリウムの製造(原料として磷鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が 80 kg/h 以上であるか火格子面積が 1 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/h 以上であること。
24	鉛の第 2 次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 10 L/h 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 40 kVA 以上であること。
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4 L/h 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20 kVA 以上であること。
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が 0.1 m ³ /h 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4 L/h 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20 kVA 以上であること。
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が 100 kg/h 以上であること。
28	コークス炉	原料の処理能力が 20 t/日以上であること。
29	ガスターイン	燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/h 以上であること。
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算 35 L/h 以上であること。
32	ガソリン機関	

2 大気汚染防止法に係る揮発性有機化合物(VOC)発生施設 < 施行令第2条の3別表第1の2 >

番号	施設の種類	規 模
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設(揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。)	送風機の送風能力(送風機が設置されていない施設については、排風機の排風能力。以下同じ。)が 3,000 m ³ /h 以上のもの。
2	塗装施設(吹付塗装を行うものに限る。)	排風機の排風能力が 100,000 m ³ /h 以上のもの。
3	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が 10,000 m ³ /h 以上のもの。
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000 m ³ /h 以上のもの。
5	接着の用に供する乾燥施設(前項に掲げるもの及び木材又は木製品(家具を含む。)の製造の用に供するものを除く。)	送風機の送風能力が 15,000 m ³ /h 以上のもの。
6	印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が 7,000 m ³ /h 以上のもの。
7	印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が 27,000 m ³ /h 以上のもの。
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設(当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。)	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が 5 m ² 以上のもの。
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 °Cにおいて蒸気圧が 20 kPa を超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。)のものを除く。)	容量が 1,000 kL 以上のもの。

3 大気汚染防止法に係る一般粉じん発生施設 < 施行令第3条別表第2 >

番号	施設の種類	規 模
1	コークス炉	原料処理能力が 50 t/日以上であること。
2	鉱物(コークスを含み石綿を除く。)又は土石の堆積場	面積が 1,000 m ² 以上であること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が 75 cm 以上であるか、又はバケットの内容積が 0.03 m ³ 以上であること。
4	破碎機及び摩碎機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が 75 kW 以上であること。
5	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が 15 kW 以上であること。

4 大気汚染防止法に係る特定粉じん発生施設 < 施行令第3条の2別表第2の2 >

番号	施設の種類	規 模
1	解綿用機械	原動機の定格出力が 3.7 kW 以上であること。
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	
5	研磨機	
6	切削用機械	
7	破碎機及び摩碎機	
8	プレス(剪断加工用のものに限る。)	
9	穿孔機	
備考	この表の中欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。	

5 大気汚染防止法に係る水銀排出施設 < 施行令第3条の5付属書D及び規則別表第3の3>

水俣条約の対象施設	大気汚染防止法の水銀排出施設		施設の規模・要件
石炭火力発電所 産業用石炭燃焼ボイラー	小型石炭燃焼ボイラー 石炭専焼ボイラー及び大型石炭混焼ボイラー		・燃料の燃焼能力が 50 L/h 以上
非鉄金属(銅、鉛、亜鉛及び工業金)製造に用いられる精錬及び焙焼の工程	銅又は工業金		金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)及び煅焼炉※1 ・原料処理能力 1 t/h 以上 金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む)、転炉及び平炉※2 ・原料処理能力 1 t/h 以上 金属の精錬の用に供する溶解炉(こしき炉を除く)※3 ・火格子面積 1 m ² 以上 ・羽口面断面積 0.5 m ² 以上 ・燃焼能力 50 L/h 以上 ・変圧器定格容量 200 kVA 以上 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む)、転炉、溶解炉及び乾燥炉※4 ・原料処理能力 0.5 t/h 以上 ・火格子面積 0.5 m ² 以上 ・羽口面断面積 0.2 m ² 以上 ・燃焼能力 20 L/h 以上
非鉄金属(銅、鉛、亜鉛及び工業金)製造に用いられる精錬及び焙焼の工程	二次施設	鉛又は亜鉛	※1、※2、※3、※4
		銅、鉛又は亜鉛	※1、※2、※3、※4 鉛の二次精錬の用に供する溶解炉 ・燃焼能力 10 L/h 以上 ・変圧器定格容量 40 kVA 以上 亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉 ・原料処理能力 0.5 t/h 以上
廃棄物の焼却設備	二次施設	工業金	※1、※2、※3
		廃棄物焼却炉(一般廃棄物、産業廃棄物、下水汚泥焼却炉) 水銀含有汚泥等の焼却炉等	・火格子面積 2 m ² 以上 ・焼却能力 200 kg/h 以上 水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取扱う施設(加熱工程を含む施設に限る)
セメントクリンカーの製造設備	セメントの製造の用に供する焼成炉		・火格子面積 1 m ² 以上 ・燃焼能力 50 L/h 以上 ・変圧器の定格容量 200 kVA 以上

IV ばい煙発生施設の排出基準

1 いおう酸化物(K値規制)

いおう酸化物に係る排出基準は、ばい煙発生施設の排出口(煙突)から大気中に排出されたいおう酸化物の最大着地濃度が一定の値以下になるよう、排出口の高さに応じて許容されるいおう酸化物の排出量を定めたものです。

< いおう酸化物の算出方法 >

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q : いおう酸化物の許容排出量(Nm³/h)

K : K 値

He : 補正された排出口の高さ(m)

(施行規則第3条第2項)

$$q' = 0.007 \times S \times L \times p$$

又は

q' : いおう酸化物の実排出量(Nm³/h)

S : 燃料中のいおう分の含有率(%)

L : 最大燃料使用量(液体燃料は L/h、固体燃料は kg/h)

p : 燃料の比重(固体燃料は 1)

$$q' = Q \times C \times 10^{-6}$$

q' : いおう酸化物の実排出量(Nm³/h)

Q : 最大排出ガス量(Nm³/h)

C : いおう酸化物排出濃度(ppm)

q > q' の時に排出基準適合

K 値：いおう酸化物に係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物の量について、政令で定める地域の区分ごとに定める定数。

地区名	佐世保市 (旧市内)	合併地域 (江迎町、鹿町町、世知原町、吉井町、小佐々町、宇久町)
K 値	10. 0	17. 5

* ボイラーのうち小型ボイラー(電熱面積が 10 m² 未満でバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/h 以上)で昭和 60 年 9 月 9 日までに設置された施設については、当分の間猶予。

* ガスタービン、ディーゼル機関で昭和 63 年 1 月 31 日までに設置した排出ガス量 1 万 Nm³/h 未満のもの及び非常用のものについては、当分の間猶予。

2 ばいじん(濃度規制)

ばいじんに係る排出基準は、ばい煙発生施設の種類及び規模ごとに排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじんの量の許容限度として定めたものです。

番号	施設の種類	規模 (万 N m ³ /h)	On (%)	排出基準 (g/N m ³)	附則	
					On	排出基準
1	①ガス専焼ボイラー(⑤を除く。)	4 以上	5	0.05		
		4 未満		0.10		
	②重油その他の液体燃料の専焼並びにガス及び液体燃料の混焼ボイラー(③及び⑤を除く。)	20 以上	4	0.05		既設は当分の間0.07 とする。
		4 以上~20 未満		0.15		既設は当分の間0.18 とする。
		1 以上~4 未満		0.25		
		1 未満	Os	0.30	当分の間適用を猶予する。	
	③紙パルプの製造に伴い発生する黒液の専焼並びに紙パルプの製造に伴い発生する黒液及びガス又は液体燃料の混焼ボイラー(⑤を除く。)	20 以上	Os	0.15		既設は当分の間0.20 とする。
		4 以上~20 未満		0.25		既設は当分の間0.35 とする。
		4 未満		0.30		
	④石炭専焼ボイラー(⑤を除く。)	20 以上	6	0.10		既設は当分の間0.15 とする。
		4 以上~20 未満		0.20		既設は当分の間0.25 とする。
		4 未満		0.30		既設は当分の間0.35 とする。
	⑤石油の精製に用いる流動接触分解装置のうち触媒再生塔に付属するボイラー	4 以上	4	0.20		既設は当分の間0.30 とする。
	⑥その他ボイラー	4 以上	Os	0.30	当分の間適用を猶予する。	既設は当分の間0.40 とする。
		4 未満		0.30		
2	水性ガス又は油ガスの発生に用いるガス発生炉		7	0.05		
	水性ガス又は油ガスの発生に用いる加熱炉			0.10		
3	①金属(銅、鉛及び亜鉛を除く。)の精錬又は無機化学工業品の製造に用いる焙焼炉焙焼炉	4 以上	Os	0.10		
		4 未満		0.15		
	②フェロマンガンの製造に用いる焼結炉及びペレット焼成炉			0.20		
	③金属(銅、鉛及び亜鉛を除く。)の精錬又は無機化学工業品の製造に用いる焼結炉及びペレット焼成炉(②を除く。)			0.15		
	④金属(銅、鉛及び亜鉛を除く。)の精錬又は無機化学工業品の製造に用いる煅焼炉煅焼炉	4 以上		0.25		既設は当分の間0.25 とする。
		4 未満		0.20		既設は当分の間0.30 とする。

番号	施設の種類	規模 (万 N m ³ /h)	On (%)	排出基準 (g/N m ³)	附則	
					On	排出基準
4	①金属(銅、鉛及び亜鉛を除く。)の精錬に用いる高炉		Os	0.05		
	②金属(銅、鉛及び亜鉛を除く。)の精錬に用いる溶鉱炉の及び溶鉱用反射炉(①を除く。)			0.15		
	③金属(銅、鉛及び亜鉛を除く。)の精錬に用いる転炉			0.10		燃焼型で既設のものは当分の間 0.13 とする。
	④金属(銅、鉛及び亜鉛を除く。)の精錬に用いる平炉	4 以上		0.10		
		4 未満		0.20		
5	金属の精製・鋳造に用いる溶解炉 (こしき炉と 14、24~26 の項までに掲げるものを除く。)	4 以上	Os	0.10		
		4 未満		0.20		アルミニウムの地金若しくは合金の製造又はアルミニウムの再生の用に供する既設の反射炉は当分の間 0.30 とする。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	4 以上	Os	0.10	当分の間適用を猶予する。	既設は当分の間 0.15 とする。
		4 未満		0.20		既設は当分の間 0.25 とする。
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	4 以上	6	0.10		
		4 未満		0.15		潤滑油の製造の用に供する 1 万 Nm ³ /h 未満の既設のものは当分の間 0.18 とする。
8	石油の精製に用いる流動接触分解装置のうち触媒再生塔	6	6	0.20		
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	8	8	0.10		

番号	施設の種類	規模 (万 Nm ³ /h)	On (%)	排出基準 (g/Nm ³)	附則	
					On	排出基準
9	①石灰焼成炉のうち土中釜		15	0.40		
	②石灰焼成炉(①を除く。)			0.30		
	③セメント製造用焼成炉	10		0.10		
	④耐火レンガ又は耐火物原料の製造に用いる焼成炉	4 以上	18	0.10		
		4 未満		0.20		
	⑤窯業製品の製造に用いる焼成炉 (①から④を除く。)	4 以上	Os	0.15		
		4 未満		0.25		
	⑥板ガラス、ガラス繊維又はガラス繊維製品の製造に用いる溶融炉	4 以上	15	0.10		
		4 未満		0.15		
10	⑦光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造に用いる溶融炉	4 以上	16	0.10		
		4 未満		0.15		既設は当分の間 0.30 とする。
	⑧窯業製品の製造に用いる溶融炉 (⑥、⑦を除く。)	4 以上	15	0.10		
		4 未満		0.20		
11	無機化学工業品又は食料品の製造に用いる反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び直火炉(26 の項に掲げるものを除く。)	4 以上	Os	0.15	当分の間適用を猶予する。	
		4 未満		0.20		活性炭の製造の用に供する 1 万 Nm ³ /h 未満の既設の反応炉は当分の間 0.30 とする。
12	①骨材乾燥炉のうち直接熱風乾燥炉		Os	0.50		2 万 Nm ³ /h 未満の既設のものは当分の間 0.60 とする。
	②骨材乾燥炉(①を除く。)			0.50		
	③直接熱風乾燥炉(①並びに 14 の項及び 22 の項に掲げるものを除く。)	4 以上	Os	0.15		既設は当分の間 1~4 Nm ³ /h は 0.30 とする。 1 万 Nm ³ /h 未満は 0.35 とする。
		4 未満		0.20		
	④乾燥炉(①から③並びに 14 の項及び 22 の項に掲げるものを除く。)	4 以上	16	0.15		
		4 未満		0.20		
12	①珪素の含有率が 40 以上の合金鉄の製造に用いる電気炉		Os	0.20		
	②珪素の含有率が 40 未満の合金鉄の製造に用いる電気炉			0.15		
	③カーバイドの製造に用いる電気炉			0.15		
	④製銑又は製鋼に用いる電気炉			0.10		

番号	施設の種類	規模 (万 N m ³ /h)	On (%)	排出基準 (g/N m ³)	附則	
					On	排出基準
13	廃棄物焼却炉	焼却能力が 4 t/h 以上	12	0.04		平成 10 年 6 月 30 日までに設置されたものは当分の間 0.08 とする。
		焼却能力が 2 t/h 以上 4 t/h 未満		0.08		平成 10 年 6 月 30 日までに設置されたものは当分の間 0.15 とする。
		焼却能力が 2 t/h 未満		0.15		平成 10 年 6 月 30 日までに設置されたものは当分の間 0.25 とする。
14	①銅、鉛又は亜鉛の精錬に用いる 焙燒炉	4 以上	Os	0.10		
		4 未満		0.15		
	②銅、鉛又は亜鉛の精錬に用いる焼結炉及びペレット 焼成炉			0.15		
				0.15		
	③銅、鉛又は亜鉛の精錬に用いる溶鉱炉及び溶鉱用反 射炉			0.15		
				0.15		
	④銅、鉛又は亜鉛の精錬に用いる転炉			0.15		
				0.10		1 万 Nm ³ /h 未満の既設のものは当分の間 0.30 とする。
	⑤銅、鉛又は亜鉛の精錬に用いる 溶解炉	4 以上		0.20		
		4 未満		0.15		気流搬送型の既設のものは当分の間 0.18 とする。
	⑥銅、鉛又は亜鉛の精錬に用いる 直接熱風乾燥炉	4 以上		0.20		既設は当分の間 0.30 とする。
		4 未満		0.15		既設のものは当分の間 0.18 とする。
	⑦銅、鉛又は亜鉛の精錬に用いる 乾燥炉(⑥を除く)	4 以上	16	0.15		既設は当分の間 0.30 とする。
		4 未満				
18	塩化亜鉛を使用する活性炭の製造に用いる反応炉	6	0.30			
20	アルミニウムの製錬に用いる電解炉	Os	0.05			

番号	施設の種類	規模 (万 N m ³ /h)	On (%)	排出基準 (g/N m ³)	附則		
					On	排出基準	
21	磷鉱石を原料とする磷、磷酸、磷酸質肥料又は複合肥料の製造に用いる焼成炉		15	0.15			
	磷鉱石を原料とする磷、磷酸、磷酸質肥料又は複合肥料の製造に用いる溶解炉		Os	0.20			
23	①磷鉱石を原料とするトリポリ磷酸ナトリウムの製造に用いる直接熱風乾燥炉		Os	0.10			
	②磷鉱石を原料とするトリポリ磷酸ナトリウムの製造に用いる乾燥炉(①を除く)		16	0.10			
	③磷鉱石を原料とするトリポリ磷酸ナトリウムの製造に用いる焼成炉		15	0.15			
24	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造をむ。)又は鉛の管、板若しくは線の製造に用いる溶解炉	4 以上	Os	0.10			
		4 未満		0.20			
25	鉛蓄電池の製造に用いる溶解炉	4 以上	Os	0.10			
		4 未満		0.15			
26	①鉛系顔料の製造に用いる溶解炉	4 以上	Os	0.10			
		4 未満		0.15			
	②顔料の製造に用いる反射炉			0.10			
	③鉛系顔料の製造に用いる反応炉のうち、鉛酸化物製造用のもの			0.05			
	④鉛系顔料の製造に用いる反応炉(③)及び硝酸鉛製造用のものを除く。)	6		0.05			
28	コークス炉	7	0.15				
29	ガスタービン		16	0.05		非常用及び昭和63年1月31日までに設置されたものは当分の間適用を猶予する。	
30	ディーゼル機関						
31	ガス機関	13	0.10			非常用及び昭和63年1月31日までに設置されたものは当分の間適用を猶予する。	
32	ガソリン機関	0	0.05			非常用施設は当分の間適用を猶予する。	
32	ガソリン機関	0	0.05			非常用施設は当分の間適用を猶予する。	

(注)1 附則中「既設」とは、昭和57年5月31日までに設置された施設をいいます。

小型ボイラー(伝熱面積が 10 m²未満)については、次の基準が適用される。

施設について	排出基準
昭和 60 年 9 月 9 日までに設置された施設	・当分の間適用を猶予する。
昭和 60 年 9 月 10 日以後設置された施設	・ガス、灯油、軽油、又は A 重油を使用する施設については当分の間適用を猶予する。 ・そのほかの施設に対しては、現在規制対象になっているボイラーのうち最小規模のものに対し定められている基準が適用される。(ただし、施行の日(昭和 60 年 9 月 10 日)から 5 年以内に設置されたものは 0.5 g/Nm ³)

<ばいじん濃度の算出方法>

$$C = Cs \times \frac{21 - On}{21 - Os}$$

C : 排出基準と比較するばいじんの濃度(g/N m³)

Cs : 規定の方法で測定された排出ガス中のばいじんの濃度(g/N m³)

On : 施設の種類ごとに定められた標準酸素濃度(%)

Os : 排出ガス中の酸素濃度(%)[20%を超える場合は 20 とする。]

排出基準 > C の時に排出基準適合

- *4 最大連続蒸発量時の火炉熱発生率が 586,047 kJ/h 以上のものに限ります。
- *5 昭和 48 年 8 月 10 日から昭和 50 年 12 月 9 日までに設置の工事が着手された再熱再生抽気腹水式自然循環型(837,210 kJ/m³h 以上のみ)のもので、昭和 58 年 9 月 7 日から昭和 59 年 12 月 31 日までの間に固体燃料を燃焼させるものとなったものの排出基準値は 420 ppm です。
- *6 昭和 52 年 9 月 9 日以前に設置された排出ガス量が 5000 m³N/h 未満の過負荷燃焼型のものについては排出基準値を適用しません。
- *7 昭和 52 年 9 月 10 日以後に設置したものについては、排出基準値は 180 ppm です。
- *8 専ら酸素を用いて燃焼を行うものについては、標準酸素濃度補正式に補正項に(1/4)を乗じます。
- *9 昭和 54 年 8 月 9 日以前に設置されたものの酸素燃焼方式は C = Cs、昭和 54 年 8 月 10 日以降に設置されたものの酸素燃焼方式は準酸素濃度補正式に補正項に(1/4)を乗じます。
- *10 残存酸素濃度は 6 %とする。
- *11 ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて廃水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するものです。
- *12 非常用施設については、当分の間適用しません。

< ばいじん濃度の算出方法 >

$$C = Cs \times \frac{21 - 0n}{21 - 0s}$$

C : 排出基準と比較する窒素酸化物の濃度(ppm)

Cs : 規定の方法で測定された排出ガス中の窒素酸化物の濃度(ppm)

On : 施設の種類ごとに定められた標準酸素濃度(%)

Os : 排出ガス中の酸素濃度(%)[20%を超える場合は 20 とする。]

排出基準 > C の時に排出基準適合

4 有害物質<<窒素酸化物を除く>>(濃度規制)

カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素・弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物に係る排出基準は、施設の種類及び規模ごとに排出口から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の量の許容限度として定めたものです。

(1) カドミウム及びその化合物

番号	施設の種類	規模要件	排出基準 (mg/N m ³)
9	ガラス又はガラス製品の製造に用いる焼成炉及び溶融炉のうち、原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するもの	次のいずれかに該当するもの。 ・火格子面積が1平方メートル以上 ・バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で50L/h以上 ・変圧器の定格容量が200kVA以上	
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬に用いる焙焼炉、焼結炉、ペレット焼成炉、溶鉱炉、溶鉱用反射炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	次のいずれかに該当するもの。 ・原料の処理能力が0.5t/h以上 ・火格子面積が0.5m ² 以上 ・羽口面断面積が0.2m ² 以上 ・バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で20L/h以上	1.0
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上	

(2) 塩素

番号	施設の種類	規模要件	排出基準 (mg/N m ³)
16	塩素化工チレンの製造に用いる塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素の場合は塩素換算量)の処理能力が50kg/h以上	
17	塩化第二鉄の製造に用いる溶解槽		
18	塩化亜鉛を使用する活性炭の製造に用いる反応炉	バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で3L/h以上	
19	化学製品の製造に用いる塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、16～18の項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。)	原料として使用する塩素(塩化水素の場合は塩素換算量)の処理能力が50kg/h以上	30

(3) 塩化水素

番号	施設の種類	規模要件	排出基準 (mg/N m ³)
13	廃棄物焼却炉	次のいずれかに該当するもの。 ・火格子面積が2m ² 以上 ・焼却能力が200kg/h以上	700
16	塩素化工チレンの製造に用いる塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素の場合は塩素換算量)の処理能力が50kg/h以上	
17	塩化第二鉄の製造に用いる溶解槽		
18	塩化亜鉛を使用する活性炭の製造に用いる反応炉	バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で3L/h以上	
19	化学製品の製造に用いる塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、16～18の項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。)	原料として使用する塩素(塩化水素の場合は塩素換算量)の処理能力が50kg/h以上	80

(4) 弗素、弗化水素及び弗化珪素

番号	施設の種類	規模要件	排出基準 (mg/Nm ³)
9	ガラス又はガラス製品の製造に用いる焼成炉及び溶融炉のうち、原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するもの	次のいずれかに該当するもの。 ・火格子面積が1m ² 以上 ・バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で50L/h以上 ・変圧器の定格容量が200kVA以上	10
20	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	有害物質が電解炉から直接吸引されダクトを通じて排出される場合	3.0
		その他の場合	1.0
21	燐鉱石を原料とする燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造を除く。)に用いる反応施設	次のいずれかに該当するもの。 ・原料として使用する燐鉱石の処理能力が80kg/h以上 ・バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で50L/h以上 ・変圧器の定格容量が200kVA以上	10
	燐鉱石を原料とする過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造に用いる反応施設		15
	燐鉱石を原料とする燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造に用いる濃縮施設		10
	燐鉱石を原料とする燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造に用いる焼成炉		20
	燐鉱石を原料とする燐酸質肥料の製造に用いる溶解炉のうち電気炉		15
	燐鉱石を原料とする燐酸質肥料の製造に用いる溶解炉のうち平炉		20
	燐鉱石を原料とする燐、燐酸又は複合肥料の製造に用いる溶解炉		10
22	弗酸の製造に用いる凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設(密閉式のものを除く。)	次のいずれかに該当するもの。 ・伝熱面積が10m ² 以上 ・ポンプの動力が1kW以上	10
23	燐鉱石を原料とするトリポリ燐酸ナトリウムの製造に用いる反応施設、乾燥炉及び焼成炉	次のいずれかに該当するもの。 ・原料の処理能力が80kg/h以上 ・火格子面積が1m ² 以上 ・バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で50L/h以上	

(5) 鉛及びその化合物

番号	施設の種類	規模要件	排出基準 (mg/Nm ³)
9	ガラス又はガラス製品の製造に用いる焼成炉及び溶融炉のうち、原料として酸化鉛を使用するもの	次のいずれかに該当するもの。 ・火格子面積が1m ² 以上 ・バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で50L/h以上 ・変圧器の定格容量が200kVA以上	10
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬に用いる焙焼炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	次のいずれかに該当するもの。 ・原料の処理能力が0.5t/h以上	10
	銅、鉛又は亜鉛の精錬に用いる焼結炉、ペレット焼成炉、溶鉱炉及び溶鉱用反射炉	・火格子面積が0.5m ² 以上 ・羽口面断面積が0.2m ² 以上 ・バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で20L/h以上	30
24	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは線の製造に用いる溶解炉	次のいずれかに該当するもの。 ・バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で50L/h以上 ・変圧器の定格容量が40kVA以上	10
25	鉛蓄電池の製造に用いる溶解炉	次のいずれかに該当するもの。 ・バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で4L/h以上 ・変圧器の定格容量が20kVA以上	
26	鉛系顔料の製造に用いる溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	次のいずれかに該当するもの。 ・容量が0.1m ³ 以上 ・バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で4L/h以上 ・変圧器の定格容量が20kVA以上	

5 留意事項

(1)ばい煙等の測定(法第16条)(規則第15条)

ばい煙排出者は、ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しておかなければなりません。

施設の種類	いおう酸化物 排出量(Nm ³ /h)	排出ガス量 (Nm ³ /h)	いおう酸化物	ばいじん	有害物質	
ガス専焼ボイラ、ガスタービン、ガス機関	10 以上	4万以上	2か月に1回以上	5年に1回以上	2か月に1回以上	
		4万未満			1年に2回以上(*)	
	10 未満	4万以上	-		2か月に1回以上	
		4万未満			1年に2回以上(*)	
ガス発生炉のうち 燃料電池用改質器	10 以上	-	2か月に1回以上	5年に1回以上	5年に1回以上	
	10 未満	-	-			
廃棄物焼却炉	焼却能力 4 t/h以上	10 以上	4万以上	2か月に1回以上	2か月に1回以上	
		4万未満	-		1年に2回以上(*)	
		10 未満	4万以上	-	2か月に1回以上	
		4万未満	-		1年に2回以上(*)	
	焼却能力 4 t/h未満	10 以上	4万以上	2か月に1回以上	2か月に1回以上	
		4万未満	-		1年に2回以上(*)	
		10 未満	4万以上	-	2か月に1回以上	
		4万未満	-		1年に2回以上(*)	
上記以外の 全ての施設	10 以上	4万以上	2か月に1回以上	2か月に1回以上	2か月に1回以上	
		4万未満		1年に2回以上(*)	1年に2回以上(*)	
	10 未満	4万以上	-	2か月に1回以上	2か月に1回以上	
		4万未満		1年に2回以上(*)	1年に2回以上(*)	

* 排出ガス量が4万 Nm³/h未満であって、継続して休止する期間が6か月以上の施設の測定頻度 1年に1回以上。

(2)事故時の措置(法第17条)

ばい煙発生施設を設置している者は、ばい煙発生施設について故障、破損、その他の事故が発生し、ばい煙が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めなければなりません。なお、事故が発生した場合は、直ちにその事故の状況を都道府県知事に通報しなければなりません。

(3)緊急時の措置(法第23条)

ばい煙排出者は、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがある場合、県の要請によりばい煙の排出量等を減少させなければなりません。

V 挥発性有機化合物(VOC)発生施設の排出基準

揮発性有機化合物(以下、VOC)の排出基準は、施設の種類ごとに、排出口における VOC 濃度の許容限度として定められています。

番号	施設の種類	規模要件	排出基準 (ppmC)*
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設(揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。)	送風機の送風能力(送風機が設置されていない施設にあっては、排風機の排風能力。以下同じ。)が 3,000 m ³ /h 以上	600
2	塗装施設(吹付塗装に限る。)	自動車製造の用に供するもの	既設 700 新設 400
		その他のもの	700
3	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装に係るものと除く。)	木材・木製品(家具を含む)の製造に供するもの	送風機の送風能力が 10,000 m ³ /h 以上
		その他のもの	600
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000 m ³ /h 以上	1,400
5	接着の用に供する乾燥施設(前項に掲げるもの及び木材又は木製品(家具を含む。)の製造の用に供するものを除く。)	送風機の送風能力が 15,000 m ³ /h 以上	1,400
6	印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が 7,000 m ³ /h 以上	400
7	印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が 27,000 m ³ /h 以上	700
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設(当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。)	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が 5 m ² 以上	400
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 °C において蒸気圧が 20 kPa を超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。)のものを除く。)	容量が 1,000 kL 以上(ただし、既設のタンクは、容量が 2,000 kL 以上のものについて適用)	60,000

* ppmC とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率。

揮発性有機化合物濃度の測定(法第 17 条の 12) (規則第 15 条)

揮発性有機化合物排出者は、揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度を年 1 回以上測定し、その結果を記録し、3 年間保存しておかなければなりません。

VI 一般粉じん発生施設の構造等に関する基準

一般粉じんについては、量的規制は行わず、「構造並びに使用及び管理に関する基準」が定められています。

番号	施設の種類	構造並びに使用及び管理に関する基準
1	コークス炉	<ul style="list-style-type: none"> ①装炭作業は無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、または、これらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと ②窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、または、これと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと ③消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと
2	鉱物又は土石の堆積場	<ul style="list-style-type: none"> 一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。 ①一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること ②散水設備によつて散水が行われていること ③防じんカバーで覆われていること ④薬液の散布又は表層の締固めが行われていること ⑤前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	<ul style="list-style-type: none"> 一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。 ①一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること ②コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第三号又は第四号の措置が講じられていること ③散水設備によつて散水が行われていること ④防じんカバーで覆われていること ⑤前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること
4	破碎機及び摩碎機	<ul style="list-style-type: none"> 次の各号の一に該当すること。 ①一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること ②フード及び集じん機が設置されていること ③散水設備によつて散水が行われていること ④防じんカバーで覆われていること ⑤前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること
5	ふるい	4 「破碎機及び摩碎機」に同じ

VII 特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準

石綿濃度 10 本/L 以下

特定粉じんの濃度の測定(法第 18 条の 12) (規則第 15 条)

特定粉じん排出者は、6 か月を超えない作業期間ごとに 1 回以上、工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度を測定し、その結果を記録し、3 年間保存しておかなければなりません。

VIII 特定粉じん排出等作業に関する規制

1 特定粉じん飛散・ばく露防止対策の概要

特定建築材料(石綿含有建材)は、大きく石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等、石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に分けられます。除去等の作業を行う際は、建材の種類や作業の内容に応じて、求められる石綿飛散防止対策が異なります。

石綿含有建材 除去等の工法	切断等による除去				切断等によらない除去			封じ込め、囲い込み	
	建築材料の 種類		石綿含有吹付け材		石綿含有保温材等		屋根用 折板裏 断熱材	石綿含有保温材等	切断等を 伴う
石綿含有吹付け材		石綿含有保温材等						石綿含有吹付け材 石綿含有保温材等	
石綿含有建材 除去等作業時の 飛散防止方法	作業場を 負圧隔離 養生等	特殊工法 (例 グローブバッグの 場合)	作業場を 負圧隔離 養生等	特殊工法 (例 グローブバッグの 場合)	断熱材を 折板に付 けたま まの除去	湿潤化し て原形の まま取り 外し	非石綿部 での切 断による 除 去	作業場を 負圧隔離 養生等	作業場を 隔離養生 (負圧不 要)等
事前調査	要	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の報告*	要	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の 備え付け	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業計画の作成	要	要	要	要	要	要	要	要	要
大防法及び 安衛法・石綿則の届出	要	要	要	要	要	要	安衛法・石 綿則は要	要	要
事前調査結果の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業実施の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要
喫煙禁止/飲食禁止の 掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業主任者の選任	要	要	要	要	要	要	要	要	要
特別教育	要	要	要	要	要	要	要	要	要
保護具着用	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業場への 関係者以外立入禁止	要	要	要	要	要	要	要	要	要
隔離	負圧隔離 養生	グローブ バッグ	負圧隔離 養生	グローブ バッグ	隔離養生 (負圧不要)	隔離養生 (負圧不要)	—	負圧隔離 養生	隔離養生 (負圧不要)
セキュリティゾーンの 設置	要	—	要	—	—	—	—	要	—
負圧の確保、集じん・ 排気装置の設置	要	高性能真空 掃除機によ る除じん	要	高性能真空 掃除機によ る除じん	—	—	—	要	—
機器による漏えいの 確認	要	必要に 応じて	要	必要に 応じて	—	—	—	要	—
負圧の確認	要	—	要	—	—	—	—	要	—
湿潤化	常時要	常時要	常時要	常時要	常時要	常時要	—	常時要	常時要
清掃	要	要	要	要	要	要	—	要	要
取り残し等の確認	要	要	要	要	要	要	要	要	要
粉じん飛散防止処理	要	要	要	要	要	要	—	要	要
隔離解除のための 粉じん飛散状況確認	要	—	要	—	—	—	—	要	—
事前調査結果、 作業内容の記録・保管	要	要	要	要	要	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示します。

* 一定規模以上の工事を行う場合は、石綿の使用の有無にかかわらず工事着手前までに事前調査結果を報告しなければなりません。この報告は元請業者が原則として電子システム(石綿事前調査結果報告システム)を使用して行います。電子システムを使用できない等やむを得ない場合は、書面での報告を行うことができますが、佐世保市及び労働基準監督署にそれぞれ提出する必要があります。

石綿含有建材 除去等の工法	切断等によ らない除去	切断等によ る除去	切断等によ らない除去	切断等によ る除去	切断等による除去 (電動工具は使用しない)		切断等による除去 (電動工具を用いて除去)	
建築材料の 種類	石綿含有成形板等				石綿含有仕上塗材			
	石綿含有成形板等		石綿含有けい酸 カルシウム板第1種					
石綿含有建材 除去等作業時の 飛散防止方法	原形のまま 取り外し	湿潤化等	原形のまま 取り外し	作業場を隔 離養生 (負圧不要) 等	湿潤化	(例 剥離剤 併用手工具 ケレン除去)	作業場を隔離養生等 (例 集じん装 置付きディ スクグライン ダーレ除去(HEPA フ ィルタ付き))	
事前調査	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の報告*	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の備え付 け	要	要	要	要	要	要	要	要
作業計画の作成	要	要	要	要	要	要	要	要
大防法及び 安衛法・石綿則の届出	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
事前調査結果の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要
作業実施の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要
喫煙禁止/飲食禁止の 掲示	要	要	要	要	要	要	要	要
作業主任者の選任	要	要	要	要	要	要	要	要
特別教育	要	要	要	要	要	要	要	要
保護具着用	要	要	要	要	要	要	要	要
作業場への 関係者以外立入禁止	要	要	要	要	要	要	要	要
隔離	—	—	—	隔離養生 (負圧不要)	—	—	隔離養生 (負圧不要)	— (同等の措置 の要件を満 たす場合)
湿潤化	—	常時要	—	常時要	常時要	常時要	常時要	— (同等の措置 の要件を満 たす場合)
(飛沫防止等の養生)	—	—	—	—	○	○	—	—
(床防水養生)	—	—	—	—	○	—	—	—
(汚染水処理)	—	—	—	—	○	—	—	—
清掃	要	要	要	要	要	要	要	要
取り残し等の確認	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果、 作業内容の記録・保管	要	要	要	要	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示します。

* 一定規模以上の工事を行う場合は、石綿の使用の有無にかかわらず工事着手前までに事前調査結果を報告しなければなりません。この報告は元請業者が原則として電子システム（石綿事前調査結果報告システム）を使用して行います。電子システムを使用できない等やむを得ない場合は、書面での報告を行うことができますが、佐世保市及び労働基準監督署にそれぞれ提出する必要があります。

2 特定粉じん排出等作業に係る作業基準

特定粉じん排出等作業に係る規制基準は、特定粉じんの種類、特定建築材料の種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定められています。

項目番号	作業の種類	特定粉じん排出等作業の方法に関する基準
1	建築物等の解体作業のうち、吹付け石綿(レベル 1)及び石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材(レベル 2)を除去する作業(2 又は 5 の項に掲げるものを除く。)	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所(以下「作業場」という。)を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場の排気に日本産業規格 Z 8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場合を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。</p>
2	建築物等の解体作業のうち、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材(レベル 2)を除去する作業であって、かき落とし、切断又は破碎以外の方法で除去するもの(5 の項に掲げるものを除く。)	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>

項目番号	作業の種類	特定粉じん排出等作業の方法に関する基準
3	建築物等の解体・改造・補修作業のうち、石綿含有仕上塗材(レベル3)を除去する作業(5の項に掲げるものを除く。)	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。(口の規定により特定建築材料を除去する場合を除く。)</p> <p>ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
4	建築物等の解体・改造・補修作業のうち、石綿含有成形板等(レベル3)を除去する作業(1~3、5の項に掲げるものを除く。)	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。</p> <p>ロ イの方法により特定建築材料(ハに規定するものを除く。)を除去することが技術上著しく困難なときは建築物等を改造し、又は補修する作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となる石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種にあっては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なときは建築物等を改造し、又は補修する作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
5	人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料(レベル1・2・3)を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
6	建築物等の改造・補修作業のうち、吹付け石綿(レベル1)及び石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材(レベル2)に係る作業	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料の除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎により除去する場合は1の項のイからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項のイからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p> <p>ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等(これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。)を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、1の項のイからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。</p>

IX 水銀排出施設の排出基準

水銀の排出基準は、排ガス中の水銀濃度(ガス状水銀と粒子状水銀の合計)で下表のように設けられています。排出口における水銀濃度の許容限度として定められています。

大気汚染防止法の 水銀排出施設	施設の規模・要件	排出基準($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)		
		新設	既設	
小型石炭燃焼ボイラー		10	15	
石炭専焼ボイラー及び大型石炭 混焼ボイラー	・燃料の燃焼能力が 50 L/h 以上	8	10	
一次施設	銅又は工業金	金属の精錬の用に供する焙燒炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)及び煅燒炉※1 ・原料処理能力 1 t/h 以上 金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む)、転炉及び平炉※2 ・原料処理能力 1 t/h 以上 金属の精錬の用に供する溶解炉(こしき炉を除く)※3 ・火格子面積 1 m ² 以上 ・羽口面断面積 0.5 m ² 以上 ・燃焼能力 50 L/h 以上 ・変圧器定格容量 200 kVA 以上	15	30
	鉛又は亜鉛	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙燒炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む)、転炉、溶解炉及び乾燥炉※4 ・原料処理能力 0.5 t/h 以上 ・火格子面積 0.5 m ² 以上 ・羽口面断面積 0.2 m ² 以上 ・燃焼能力 20 L/h 以上	30	50
二次施設	銅、鉛又は亜鉛	※1、※2、※3、※4 鉛の二次精錬の用に供する溶解炉 ・燃焼能力 10 L/h 以上 ・変圧器定格容量 40 kVA 以上 亜鉛の回収の用に供する焙燒炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉 ・原料処理能力 0.5 t/h 以上	100	400
	工業金	※1、※2、※3	30	50
廃棄物焼却炉(一般廃棄物、産業 廃棄物、下水汚泥焼却炉)	・火格子面積 2 m ² 以上 ・焼却能力 200 kg/h 以上	30	50	
水銀含有汚泥等の焼却炉等	水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取扱う施設(加熱工程を含む施設に限る)	50	100	
セメントの製造の用に供する焼 成炉	・火格子面積 1 m ² 以上 ・燃焼能力 50 L/h 以上 ・変圧器の定格容量 200 kVA 以上	50	80	

水銀濃度の測定(法第 18 条の 35) (規則第 16 条の 19)

水銀排出者は、水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録し、3 年間保存しておかなければなりません。

X 指定物質に関する措置

1 指定物質の抑制基準

指定物質として、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンが指定されています。

指定物質抑制基準は、指定物質の種類及び指定物質排出施設の種類ごとに排出又は飛散の抑制に関する基準として定められています。

(1)ベンゼン

番号	指定物質排出施設	抑制基準
1	ベンゼン(濃度が体積百分率 60 %以上のものに限る。以下同じ。)を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が 1,000 m ³ /h 以上のもの	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのものに限定。 ・既設：200 mg/Nm ³ (排ガス量 1,000 m ³ /h 以上 3,000 m ³ /h 未満) 100 mg/Nm ³ (排ガス量 3,000 m ³ /h 以上) ・新設：100 mg/Nm ³ (排ガス量 1,000 m ³ /h 以上 3,000 m ³ /h 未満) 50 mg/Nm ³ (排ガス量 3,000 m ³ /h 以上)
2	原料の処理能力が 20 t/日以上のコークス炉	装炭時の装炭口からの排出ガスで装炭車集じん機の排出口から排出されるものに対して適用。 ・既設：100 mg/Nm ³ (特殊構造炉の適用除外あり) ・新設：100 mg/Nm ³
3	ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設(常圧蒸留施設を除く。)	溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するものに限定。 ・既設：200 mg/Nm ³ (排ガス量 1,000 m ³ /h 以上) ・新設：100 mg/Nm ³ (排ガス量 1,000 m ³ /h 以上)
4	ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設(密閉式のものを除く。)	フレアスタックで処理するものを除外。 ・既設：100 mg/Nm ³ ・新設： 50 mg/Nm ³
5	ベンゼンの貯蔵タンクであって、容量が 500 kL 以上のもの	浮屋根式のものを除外。また、基準はベンゼンの注入時の排出ガスに対して適用。 ・既設：1,500 mg/Nm ³ (容量 1,000 kL 以上) ・新設： 600 mg/Nm ³
6	ベンゼンを原料として使用する反応施設であって、ベンゼンの処理能力が 1 t/h 以上のもの(密閉式のものを除く。)	フレアスタックで処理するものを除外。 ・既設：200 mg/Nm ³ (排ガス量 1,000 m ³ /h 以上 3,000 m ³ /h 未満) 100 mg/Nm ³ (排ガス量 3,000 m ³ /h 以上) ・新設：100 mg/Nm ³ (排ガス量 1,000 m ³ /h 以上 3,000 m ³ /h 未満) 50 mg/Nm ³ (排ガス量 3,000 m ³ /h 以上)

(2)トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン

番号	指定物質排出施設	抑制基準
7	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン(以下「トリクロロエチレン等」という。)を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が 1,000 m ³ /h 以上のもの	溶媒として使用したトリクロロエチレン等を蒸発させるためのものに限定。 ・既設：500 mg/Nm ³ ・新設：300 mg/Nm ³
8	トリクロロエチレン等の混合施設であって混合槽の容量が 5 kL 以上のもの(密閉式のものを除く。)	溶媒としてトリクロロエチレン等を使用するものに限定。 ・既設：500 mg/Nm ³ ・新設：300 mg/Nm ³
9	トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設(密閉式のものを除く。)	トリクロロエチレン等の精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレン等の回収の用に供するものに限定。 ・既設：300 mg/Nm ³ ・新設：150 mg/Nm ³
10	トリクロロエチレン等による洗浄施設(次号に掲げるものを除く。)であって、トリクロロエチレン等が空気に接する面の面積が 3 m ² 以上のもの	・既設：500 mg/Nm ³ ・新設：300 mg/Nm ³
11	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機であって、処理能力が 30 kg/回以上のもの	密閉式のものを除外。 ・既設：500 mg/Nm ³ ・新設：300 mg/Nm ³

2 指定物質排出施設の届出規定等について

指定物質排出施設については、設置の届出等の規定は設けられておりませんが、事業者は自主的な判断の下に指定物質の大気中への排出又は飛散の状況を把握し、排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講じなければなりません。

3 指定物質排出施設に対する勧告

指定物質による相当程度の大気汚染が認められ、指定物質排出施設から排出される指定物質が当該大気汚染の原因の一つであると認められるときであって、当該指定物質排出施設について指定物質抑制基準に適合しておらず、かつ、継続的に適合しないおそれがあると認められる場合は、都道府県知事等は指定物質排出施設を設置している者に対し、指定物質抑制基準を勘案して、施設からの指定物質の排出又は飛散を抑制するための勧告をすることができます。

4 指定物質排出施設設置者に対する報告の徴収

都道府県知事等は、勧告をするために必要な限度において、指定物質排出施設を設置している者に対して、必要な事項に関し報告を求めることができます。

XI 佐世保市環境保全条例

1 目的

公害防止関係法令及び長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に特別の定めがあるものを除くほか、市長、事業者及び市民の環境保全に関する責務を明らかにし、公害防止に関する規制その他必要な事項を定めることにより環境保全の推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とします。

2 指定施設の届出

届出の種類	制約事項	添付書類等
・設置の届出(条例第19条) 指定施設を設置しようとする時	設置・構造変更の60日前までに届出なければならない。 (届出内容が相当であると認められた場合は短縮することができる。)	・ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物、ばいじん等の量(様式別紙2) ・ばい煙の排出の方法(様式別紙3) ・ばい煙発生施設及びばい煙処理施設の設置場所 ・ばい煙の発生及びばい煙の処理に係る操業の系統の概要 ・煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所 ・緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法
・構造等の変更届出(条例第21条) 既に設置されている指定施設の構造、使用の方法及び処理の方法を変更する時		
・使用届出(条例第20条) 使用している施設が指定施設となつた時	当該施設が指定施設となった日から30日以内に届け出なければならない。	
・氏名の変更等の届出(条例第24条) 名称、住所、代表者氏名を変更する時 指定施設の使用を廃止する時	変更や廃止を実施した日から30日以内に届け出なければならない。	
・承継(条例第25条) 指定施設を譲り受け、又は借り受けた時	地位を承継した者は、その承継があつた日から、30日以内に届け出なければならない。	

3 指定施設の種類(大気関連)及び規制基準 <条例施行規則第2条及び第3条、別表>

区分	指定施設		規制基準
	施設の種類	規模又は能力	
ばい煙	1 廃棄物焼却炉(ゴム、ピッチ、合成樹脂その他燃焼の際著しいばいじんを発生するおそれのある物質を焼却するものに限る。)	火格子面積が0.5m ² 以上2m ² 未満であるか又は焼却能力が50kg/h以上200kg/h未満のもの	排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度が、リングルマン濃度法により測定した濃度(以下「リングルマン濃度」という。)が2度以下であること。ただし、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。
	2 廃油の焼却炉	焼却能力が50kg/h以上200kg/h未満のもの	
	3 獣畜、魚介類、鳥類の臓器、羽毛、ふんの焼却炉	焼却能力が200kg/h未満のもの	前項と同じ。ただし、焼却能力が50kg/h未満のものについては適用しない。

区分	指定施設		規制基準
	施設の種類	規模又は能力	
粉じん	1 セメントサイロ(袋詰め作業を行うものに限る。)	収容能力が 500 t 以上のもの	<p>構造又は設備が、次の各号の一に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 袋詰め作業は、粉じんが飛散しにくい構造の建築物内で行われていること。 (2) 袋詰め作業により発生する粉じんを除去するフード及び集じん機が設置されていること。 (3) 袋詰め作業を行う場所が、防じんカバーで覆われていること。 (4) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
	2 ばらセメント積込み施設	タンク車に積込むものであって、密閉式のものを除く	<p>構造又は設備が、次の各号の一に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 積込み作業は、粉じんが飛散しにくい構造の建築物内で行われていること。 (2) 積込み作業により発生する粉じんを除去するフード及び集じん機が設置されていること。 (3) 積込み作業を行う場所が、防じんカバーで覆われていること。 (4) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
	3 製材所又はのこぎり再利用製品製造施設に設置されるのこぎり貯蔵施設	貯蔵容器の容量 5 m ³ 以上のもの又はたい積場の面積 10 m ² 以上のもの	<p>構造、設備又は作業の方法が、次の各号の一に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 散水設備によって散水が行われていること。 (3) 防じんカバーで覆われていること。 (4) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
	4 金属の表面処理の用に供するサンドブラスト	原動機を用いるもの	<p>構造、設備又は作業の方法が、次の各号の一に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 防じんカバーで覆われていること。 (4) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
	5 吹付塗装作業場(現場作業を除く。)	原動機を用いるもの	

4 届出の提出先

佐世保市 環境部 環境保全課

〒857-0851

長崎県佐世保市稻荷町 1-8

電話：0956-26-1787

FAX：0956-34-4477

E-mail：kanhoz@city.sasebo.lg.jp